セーフティネット5号(イー③創業者)認定申請について

[業歴が1年3ヵ月未満で、売上高等が前年と比較することが困難な事業者用]

【対象者】

- 1. 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- 2.法人の場合は原則として本店登記又は主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所が盛岡市であること。
- 3.別に定める指定業種一覧*1に業種が該当していること。

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種である(かつ保険の対象としていない業種・業態ではない) ことが確認できる中小企業者。

- (1)業歴1年3ヶ月未満の場合で、
- (2) 最近1か月の売上高等が、その直前の3か月の平均売上高等と比較して5%以上減少していること。
- *1 指定業種一覧およびその業種の定義について、次のホームページでご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

【必要書類】(申請書作成にあたり計算チェック表を使用して計算し申請書に添付して下さい。)

- 1. 認定申請書 イー③ 1部
 - ・『認定申請書』の業種欄は細分類基準で事業の売上高の多い順に記入する。
- 2. 申請書計算チェック表 1部 (エクセルシート イー③の該当シートを使用する。)
- 3. 盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの

法人の場合:「履歴事項全部証明書」

個人の場合:確定申告書【第一表】及び青色申告決算書(または収支内訳書)の控え写し、開業届や許認可証 等

- 4.別紙1「申請者の概要」 1部
- ・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。(必要により営んでいる事業が指定業種に属することが確認できる事業内容の分かる資料の添付して戴きます。パンフレット等)
- ・開業・設立までの経歴。前年等以降、特殊要因があった事情等、記入して下さい。
- 5.別紙2「必要事業資金の調達に支障を来たしていることの説明」 1部 前年等比較が適当でない特段の事情も記入して下さい(業歴1年3ヶ月未満など)。
- 6. (金融機関の代理申請の場合) 委任状 1部 金融機関の押切印が必要になります。
- 7. 申請内容を確認できる添付資料。
 - ①最近1年間の各月売上高資料(試算表、総勘定元帳等)

最近1年間とは、最近の1か月より遡った12ヵ月分とします。創業後1年未満の場合は創業から最近1か月までの資料。売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの。

- ・法人の場合:決算書法人概要説明書と決算書月別売上額の記載があるものや試算表、売上台帳や帳簿の写し等。
- ・個人の場合:確定申告書と青色決算書の月別売上額の記載があるものや試算表、売上台帳や帳簿の写し等。

※売上台帳や帳簿の写し等の場合は余白に事業者の住所、氏名を自署・法人の場合は社判を捺き「○○の写しに相違ありません」と奥書をして下さい。

- ②前年等比較が適当でない特段の事情があることが判るもの。 (開業届等)
- ③事業所のパンフレット、ホームページの印刷、事業内容が分かる資料。

【その他留意事項】

- 1.認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2.市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを 行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係 電話 019-626-7538